

公立大学法人秋田公立美術大学職員就業規則

平成25年4月1日
規程第46号

目次

- 第1章 総則（第1条－第4条）
- 第2章 人事
 - 第1節 採用（第5条－第9条）
 - 第2節 評価（第10条）
 - 第3節 昇任および降任（第11条・第12条）
 - 第4節 異動（第13条）
 - 第5節 休職（第14条－第17条）
 - 第6節 退職（第18条－第21条）
 - 第7節 解雇（第22条－第24条）
 - 第8節 退職後の責務（第25条・第26条）
- 第3章 給与（第27条・第28条）
- 第4章 服務（第29条－第36条）
- 第5章 勤務時間、休日および休暇等（第37条－第39条）
- 第6章 研修（第40条）
- 第7章 表彰（第41条）
- 第8章 懲戒処分等（第42条－第45条）
- 第9章 安全衛生（第46条－第51条）
- 第10章 出張（第52条・第53条）
- 第11章 福利厚生（第54条）
- 第12章 災害補償（第55条）
- 第13章 職務発明（第56条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）第89条の規定に基づき、公立大学法人秋田公立美術大学（以下「法人」という。）に勤務する職員の労働条件、服務規律その他の就業に関する事項を定めることを目的とする。

（適用範囲）

第2条 この規則は、法人と1年を超える期間を定めた雇用契約（以下「任期」という。）を結び、又は法人と期間の定めのない雇用契約を結び、法人で勤務する職員に適用する。ただし、特定の職員についてこの規則の特例を定めた場合は、この限りでない。

2 法人と1年以下の期間を定めた雇用契約を結び、法人で勤務する者の就業に関する事項については、別に定める。ただし、雇用契約を結ぶ日から第19条に定める定年に達する日以後における最初の3月31日までの期間が1年以下の者で雇用契約を結ぶ日の前日に前項の規定に基づき1年を超える期間を定めた雇用契約を結び法人で勤務する職員であったものについては、前項の規定を適用する。

3 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第2条第1項の規定および秋田市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年秋田市条例第37号）第2条第1項の規定に基づき、秋田市から法人に派遣される職員の就業に関する事項のうち、法人と秋田市との間で締結される職員の派遣に関する協定書に規定する事項については当該協定書を適用し、当該協定書に定めがない事項についてはこの規則を適用する。

（法令との関係）

第3条 この規則およびこれに附属する諸規程に定めのない事項については、労基法、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）その他の関係法令の定めるところによる。

（規則の遵守）

第4条 法人および職員は、誠意をもってこの規則を遵守しなければならない。

第2章 人事

る日をもって退職したものとする。

- (1) 雇用契約期間が満了したとき 雇用契約期間満了日
- (2) 定年に達したとき 定年に達した日以後における最初の3月31日
- (3) 退職を申し出たとき 法人が退職日と認めた日
- (4) 法人の役員に就任するとき 法人が退職日と認めた日
- (5) 死亡したとき 死亡日
- (6) 第15条に定める休職期間が満了し、休職事由がなお消滅しないとき
休職期間満了日
- (7) 第14条第1項第3号に定める場合以外で行方不明となったとき 行方不明となった日の翌日から起算して30日を経過した日
(定年)

第19条 職員の定年は、年齢60年とする。ただし、教授、准教授、講師、助教および助手については、年齢65年とする。

2 教育研究又は法人運営における特別な事情があると法人が認める場合は、前項に規定する定年によらないことができる。

(再雇用)

第20条 法人は、前条の規定により退職した者については、別に定めるところにより、期間を定めてこれを再雇用することができる。

(自己都合による退職手続)

第21条 職員は、自己の都合によって退職しようとするときは、退職しようとする日の6月前までに文書をもって法人に願い出なければならない。ただし、法人が特に認めた場合は、この限りでない。

2 前項の規定により退職を申し出た者は、退職の日まで従前の業務に従事するとともに、必要事項の引継ぎを行わなければならない。

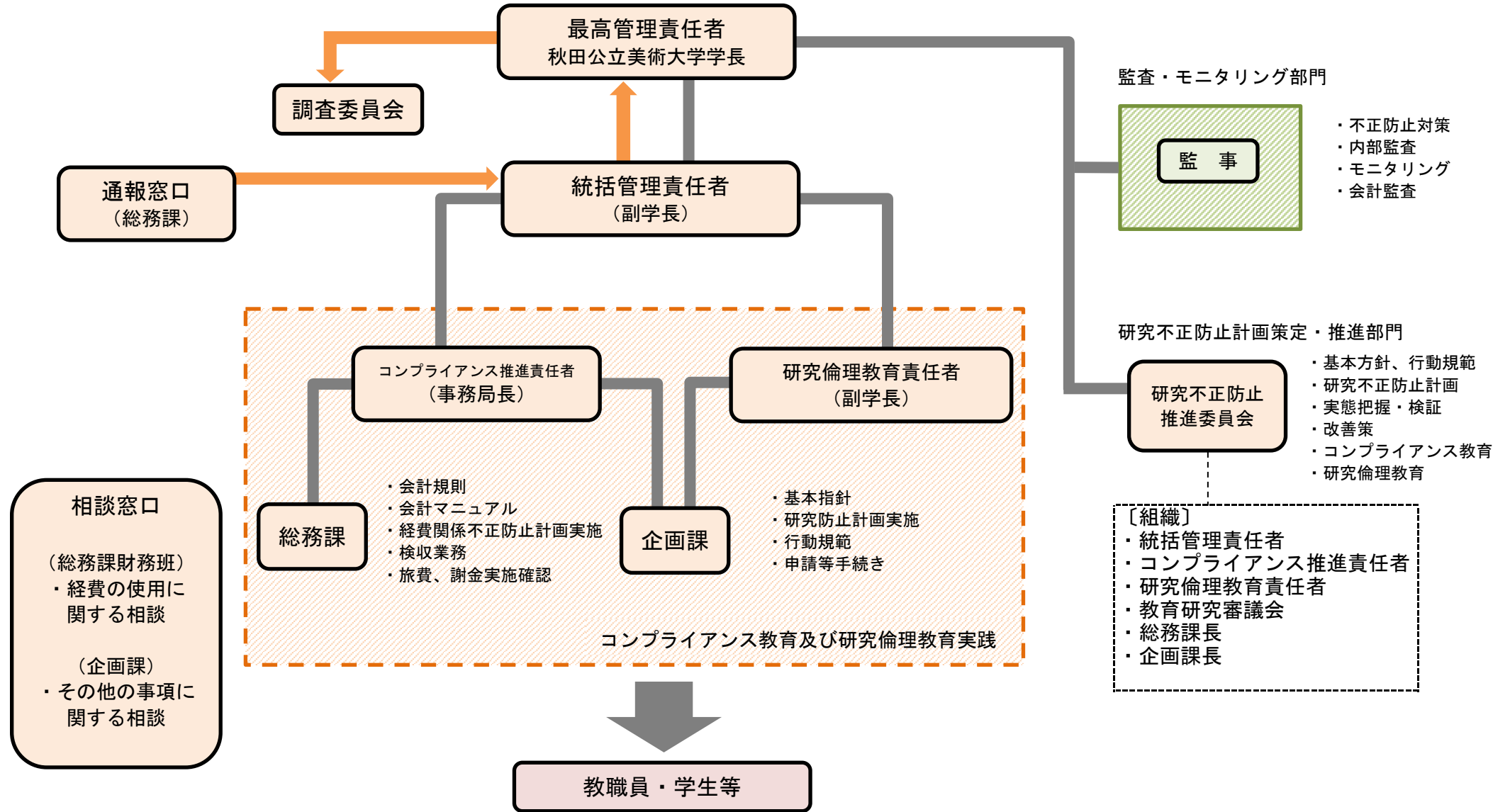
第7節 解雇

(解雇)

第22条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、これを解雇することができる。

- (1) 勤務成績が不良の場合
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり又はこれに堪えない場

秋田公立美術大学研究不正防止管理体制



秋田公立美術大学における公的研究費の不正使用および研究活動における不正行為の防止に関する基本方針

平成28年 月 日

公的研究費の原資の大部分は貴重な税金であり、大学におけるさまざまな活動は、社会の信頼と負託によって支えられている。公的研究費の不正使用および研究活動における不正行為は社会からの信頼等に反する行為であり、これらの防止については、大学の責任において適正に行わなければならない。

本学は、公的研究費の不正使用および研究活動における不正行為の防止に向けて、不正を誘発する要因を排除し、抑止機能を有する環境・体制の構築を図るため、次のとおり基本方針を定める。

- 1 不正使用および不正行為の防止対策に関する責任体系を明確化し、学内外に公表する。
- 2 事務処理に関する職務権限やルールを明確化するとともに、コンプライアンス教育を通じて教職員の意識向上を図り、適正な運営・管理の基盤となる環境・体制を整備する。
- 3 不正を誘発させる要因に対応した具体的な研究不正防止計画を策定し、実効性のある対策を確実かつ継続的に実施する。
- 4 適正に予算執行を行うことができるよう、実効性のあるチェックが効く体制を構築し、研究費等の適正な運営・管理を行う。
- 5 公的研究費の使用のルール等が適切に情報共有・共通理解される体制を構築する。
- 6 公的研究費の不正使用防止のため、不正を起こさない環境づくりを目指し、実効性のあるモニタリング体制を整備する。
- 7 研究者としての自覚を促し、適正な研究活動を行うよう研究倫理教育を行う。

秋田公立美術大学における公的研究費の不正使用および研究活動における不正行為の防止等に関する規程

平成28年 月 日
規 程 第 号

(目的)

第1条 この規程は、秋田公立美術大学（以下「本学」という。）における公的研究費の不正使用および研究活動における不正行為の防止について、責任体制を明確化するとともに必要な事項を定めることにより、公的研究費の不正使用および研究活動の不正行為の防止を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公的研究費 国又は国が所管する独立行政法人から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金、運営費交付金、奨学寄附金、補助金、受託研究費等を財源として本学で行う研究に充てるすべての経費をいう。
- (2) 公的研究費の不正使用 故意又は重大な過失により、公的研究費を本来の用途以外の用途に使用すること、虚偽の請求により公的研究費を使用することおよびその他法令等に違反して公的研究費を使用することをいう。
- (3) 研究活動における不正行為 データや結果の捏造、改ざんおよび他者の研究成果の盗用など、研究者倫理に背く行為をいう。
- (4) 研究者 本学において、研究活動を行うすべての者をいう。（非常勤を含む。）
- (5) 構成員 本学に所属するすべての者をいう。（非常勤を含む。）
- (6) 競争的資金等 文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金をいう。

(組織)

第3条 公的研究費の不正使用および研究活動における不正行為の防止を図るため、最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者および研究倫理教育責任者を置く。

(最高管理責任者)

第4条 最高管理責任者は、公的研究費の不正使用および研究活動における不正行為の防止について最終責任を負い、学長をもって充てる。

2 最高管理責任者は、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者および研究倫理教育責任者が責任を持って公的研究費の不正使用および研究活動における不正行為の防止を行うことができるよう、必要な措置を講ずるものとする。

3 最高管理責任者は、公的研究費の不正使用および研究活動における不正行為の防止対策を行うため、本学における公的研究費の不正使用および研究活動における不正行為の防止に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を策定し、周知するものとする。

(統括管理責任者)

第5条 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、公的研究費の不正使用および研究活動における不正行為の防止について、本学全体を統括する実質的な責任と権限を持ち、副学長をもって充てる。

2 統括管理責任者は、公的研究費の不正使用および研究活動における不正行為の防止対策を行うため、基本方針に基づき、本学における研究不正防止計画（以下「研究不正防止計画」という。）を策定、実施し、コンプライアンス推進責任者および研究倫理教育責任者に対策の実施を指示するとともに、当該実施状況を確認し、実施状況を最高管理責任者に報告するものとする。

(コンプライアンス推進責任者)

第6条 コンプライアンス推進責任者は、公的研究費の不正使用の防止について、実質的な責任と権限を持ち、事務局長をもって充てる。

2 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、次の各号に定める業務を行うものとする。

- (1) 公的研究費の不正使用の防止対策を行い、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告すること。
- (2) 公的研究費の不正使用の防止を図るため、競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員にコンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督すること。
- (3) 構成員が公的研究費の不正使用を行っていないか等を監事と連携してモニタリングし、必要に応じて改善を指導すること。

(研究倫理教育責任者)

第7条 研究倫理教育責任者は、研究活動における不正行為の防止について、実質的な責任と権限を持ち、副学長をもって充てる。

2 研究倫理教育責任者は、統括管理責任者の指示の下、次の各号に定める業務を行うものとする。

- (1) 研究者を対象に定期的に研究倫理教育を実施すること。
- (2) 学生の研究者倫理に関する規範意識を徹底していくため、学生に対する研究倫理教育の実施を推進すること。

(構成員の責務)

第8条 全ての構成員は、本規則、基本方針および最高管理責任者が定める本学における研究者等の行動規範（以下「行動規範」という。）を遵守するものとする。

2 全ての構成員は、行動規範を遵守することを約するため、公的研究費の使用にあたっての誓約書（別紙様式第1号）を最高管理責任者に提出しなければならない。

(研究不正防止推進委員会)

第9条 公的研究費の不正使用および研究活動における不正行為の防止を図るため、最高管理責任者のもとに研究不正防止推進委員会を置く。

2 研究不正防止推進委員会は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 基本方針、行動規範に関すること。
- (2) 研究不正防止計画の策定、推進に関すること。
- (3) 公的研究費の不正使用および研究活動における不正行為の防止に係る実態の把握・検証に関すること。

(4) 公的研究費の不正使用および研究活動における不正行為の発生要因に対する改善策を講ずること。

(5) コンプライアンス教育に関すること。

(6) 研究倫理教育に関すること。

3 研究不正防止推進委員会は、次の者をもって組織する。

(1) 統括管理責任者

(2) コンプライアンス推進責任者

(3) 研究倫理教育責任者

(4) 教育研究審議会委員の中から学長が指名した者

(5) 総務課長

(6) 企画課長

4 研究不正防止推進委員会に委員長を置き、統括管理責任者をもって充てる。

5 研究不正防止推進委員会に関する事務は、財務に関する事務を所掌する総務課のほか、研究に関する事務を所掌する企画課において処理する。

(任期)

第10条 前条に掲げる委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員を生じた場合に補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(相談窓口)

第11条 公的研究費にかかる事務処理手続きおよび使用に関する相談を受け付けるため、経理に関しては総務課に、その他の事項に関しては企画課に相談窓口を設置する。

(通報窓口)

第12条 公的研究費の不正使用又は研究活動における不正行為等に関する学内外からの通報窓口は、総務事務を所掌する総務課とする。

2 学長は、通報等に係る事務処理を公平かつ中立な立場で行うため、前項に定めるもののほか、本学の外部に通報窓口を設置することができる。

(調査委員会)

第13条 公的研究費の不正使用又は研究活動における不正行為等を調査す

るための調査委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(監査の実施)

第15条 監査は、公立大学法人秋田公立美術大学監事監査規程（平成25年公立大学法人秋田公立美術大学規程第6号）に基づき、実施するものとする。

2 前項に定めるもののほか、監査の実施に関しては、次の各号に掲げる事項に留意して実施するものとする。

(1) 会計書類の形式的要件等の財務情報に対する監査のほか、本学全体の視点から公的研究費の不正使用および研究活動における不正行為の防止などの体制整備について検証し、必要に応じて改善を促すこと。

(2) 監事および会計監査人との連携を強化した監査を行うこと。

(雑則)

第16条 この規程に定めるもののほか、公的研究費の不正使用および研究活動における不正行為の防止について必要な事項は、最高管理責任者が別に定める。

附 則

この規程は平成28年 月 日から施行する

公的研究費の使用にあたっての誓約書

最高管理責任者

秋田公立美術大学学長 様

(自 署)

私 _____ は、公的研究費の執行にあっては、秋田公立美術大学の関係規程および公的研究費に関し定められた助成条件、管理・監査のガイドライン、研究活動における不正行為への対応等に関するガイドラインを遵守いたします。

また、公的研究費が国民の貴重な税金等で賄われていることを十分認識し、公正かつ効率的な使用又は管理を行い、不正使用を行わないことを約束いたします。

なお、万が一、不正を行った場合は、処分および法的な責任を受ける場合があることを承知しております。

秋田公立美術大学における研究者等の行動規範

平成28年 月 日

秋田公立美術大学（以下「本学」という。）は、学術研究の信頼性および公正性を確保することを目的として、行動規範を定める。本学において研究活動に携わる者（以下「研究者」という。）と研究活動の支援および管理に携わる者（以下「事務職員」という。）は、以下の行動規範を遵守しなければならない。

- 1 研究者および事務職員は、公的研究費の原資が国民の税金等で賄われていることを常に認識し、計画的で効率的な研究費の使用に努めるとともに、適正に管理しなければならない。
- 2 研究者および事務職員は、公的研究費を使用、執行するにあたり、関係法令、秋田公立美術大学における公的研究費の不正使用および研究活動における不正行為の防止等に関する規程（平成28年公立大学法人秋田公立美術大学規程第 号）、研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（平成19年文部科学大臣決定）および研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年文部科学大臣決定）を遵守しなければならない。
- 3 研究者は、研究計画に基づき、公的研究費の計画的な使用に努めなければならない。また事務職員は、研究活動の特性を理解し、その事務処理を適正かつ効率的に行わなくてはならない。
- 4 研究者および事務職員は、公的研究費の取扱いに関する関係法令等に係る知識習得に努めなければならない。
- 5 研究者および事務職員は、公的研究費の不適切な使用が、本学における全ての教育研究に深刻な影響を与えることを自覚し、取引業者との関

係において国民の疑惑や不信を招くことのないよう公正に行動しなければならない。

6 研究者および事務職員は、相互の理解と緊密な連携を図り、協力して公的研究費の不正使用を未然に防止するよう努めなければならない。

7 研究者は、自らの研究の立案・計画・申請・実施・報告などの過程において、誠実に行動しなければならない。

8 研究者は、研究遂行中において、計画進捗状況の自己点検を行い、研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底しなければならない。

9 研究者は、研究成果の発表に際しては、先行研究を精査し尊重するとともに、他者の知的財産を侵害してはならない。